



Rotary Weekly



広島空港ロータリークラブ週報

2023年2月1日発行

会長 河井一郎 / 副会長 小島勸次 / 幹事 谷本佳弘 / SAA 兼田昌紀

事務局 三原市本郷南6丁目3-26番地 三原臨空商工会 2階

TEL 0848-86-0986 ・ FAX 0848-86-0992 ・ E-mail h.kukorc@vega.ocn.ne.jp

例会場 広島エアポートホテル TEL 0848-60-8111

2022-23年度

国際ロータリーテーマ

2月 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28
例会 休会 休会 3クラブ合同例会 休会

本日のプログラム (2月1日)
鶴田秀樹会員
「RLI パート1に参加して」

次のプログラム (2月16日)
3クラブ合同例会
(18:00~20:00 ホテル大広苑)

第1253回 2023年1月25日 例会記録

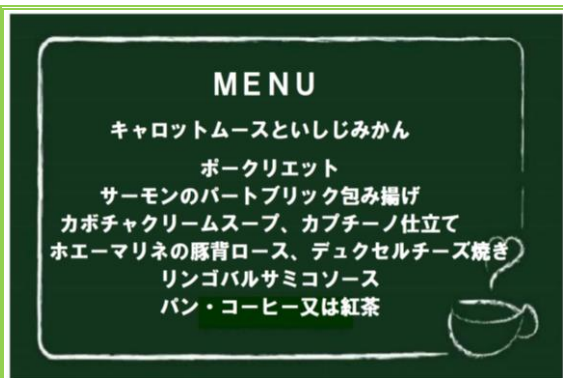
点 鐘 河井会長

ロータリーソング「我等の生業」

出席報告

	会員数 シニア会員	出席者	メイク	欠席 (免除)	出席率
本日 (1/25)	27 1	21 0	0	2 4	91.30
メイク					

食事時間



会長から一言

本日は七川さまにお越しいただきました。京都職場例会ぶりにお会いしますが、お忙しい中、有難うございます。10月から施行されますインボイス制



度について卓話を戴けるという事ですが、大変貴重な時間になるかと思えます。最後までお話を聞きたいところですが今日は途中退出させていただきます。

皆さん寒波の影響はどうでしょうか。今朝から数件、水が出ない、水道が破裂していると電話がありました。これから気温も上がっていくにつれ、電話の件数も増えていく事が予想されますが、まだ進行形です。今晩から明日にかけて再度冷え込むとの事ですので、引き続き対策を講じてください。

話は変わりますが、仙石庭園に日曜日、行ってまいりました。昨年11月に卓話にお越しいただきました東広島RCの山名 征三様が運営されてますが、それは立派な庭園でした。あいにく、この季節では花が咲いていない状態でしたので、あえて入館はせず、隣のお店で昼食をとらせていただきました。上品な味付けで大変美味しゅうございました。春先にもう一度行こうと考えています。

来月は3クラブ合同例会がございますので宜しくお願いします。ガバナー杯に向けての練習試合を三原RCの方にお願ひした所、快諾くださいました。日時が決まればお知らせしますので、ご参加くださいますよう、お願ひし申しあげ、私の挨拶とさせていただきます。

幹事報告

《配布物》卓話資料
週報1252号、1月理事会報告
《回覧》今後の例会出欠表
ガバナー杯出欠表(3/18. 3/19. 4/1)

広報委員会 楠部委員長より

本日配付の週報最終ページに、ロータリーの友電子版を
ご覧いただくためのパスワードを載せています。
【2023. 1. 15～2023. 7. 14 まで有効】
メールでの週報には掲載できませんので、よろしくお
願いします。

卓話時間

公認会計士・税理士 七川雅仁 様



テーマ【「インボイス制度とは」社長のためのこれだけ解説】

今年10月に始まるインボイス制度。実はいろんな方に影響がありますが、『とにかく、よく分らん』といわれますので、本日はでき得る限り分かりやすくご説明してみます。

インボイス制度は正式には適格請求書等保存方式といいますが、ひとまず、消費税のこと、請求書のこと、請求書を発行する側と受取る側双方に関係する、と思ってください。そして、今回の制度導入以降は“決められた項目”が記載された請求書じゃないと、消費税をよりたくさん納付することになる、というイメージです。

そもそも消費税ってどうやって計算されるの？

具体的な制度の説明の前に、そもそも消費税がどうやって計算されるのかを知っておくことが近道です。

消費税の納税額計算方法(まずは前置きとして)

損益計算書(税抜き)		消費税申告書	
売上高	2,000万円	売上高	200万円
外注費	▲900万円	外注費	▲90万円
給与	▲500万円	給与	－万円
当期利益	600万円	差引き	110万円
⇓		⇓	
法人税納税額180万円 (※大雑把に利益の約3割)		消費税納税額110万円 インボイスがないと消費税200万円!!	

左側は法人税の計算で、右側がその金額に対応させた消費税の計算です。例えば、外注先から発行された請求書をよく見ると、インボイス制度で“決められた項目”の記載がない！ということになりますと、90万円が控除できなくなり、本来は110万円ですむところが、結果として200万円の消費税を納付することになってしまいます。

(注意点としては、その場合も左側の法人税の計算上は、請求書自体はあるので外注費の900万円は控除できます。)

請求書に何を記載すればOK？

このようなことにならないようにするためには、請求書に“決められた項目”を記載する(発行側)、あるいは“決められた項目”を記載した請求書を受取ること(受取り側)が大事になってきます。

インボイスの6つの要件(原則)

「(株)外注工業」が「(株)元請建設」に請求書を発行

- ①発行事業者の名称(株)外注工業) + 登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容(××設備工事)(*軽減税率適用対象も記載)
- ④取引金額および適用税率(税率ごとに区分)
- ⑤消費税額(税率ごとに区分)
- ⑥請求書を受け取る事業者の名称(株)元請建設)

令和5年10月1日以降の取引から必要です!!

令和5年10月31日 請求書		
10月分請求金額 9,900,000円		
取引年月日	取引内容	取引金額
10/1	××設備工事	9,000,000円
0/0	0000 *	0000円
合計	9,000,000円	消費税900,000円
10%対象	9,000,000円	消費税900,000円
8%対象	0000円	消費税 0000円
* 軽減税率対象		

ここにある6つの項目が請求書に記載してあればよいことになります。ポイントは、登録番号を記載することにあります。インボイスの登録番号は税務署に申請して発行してもらいますが、あくまで課税事業者しか発行してもらうことができません。つまり免税事業者ですと、登録番号がないので当然に請求書への記載ができませんので、要件を満たしたインボイスを発行できないのです。

簡易インボイスもあります

次に少し簡略化されたインボイスについてです。いわゆる「簡易インボイス」という言い方をしますが、先の原則と比べると「⑥請求書を受け取る事業者の名称」がありません。また、消費税額と適用税率はどちらか記載があればいいことになっているのが原則との違いです（ここでのレシートの例では両方を記載しています）。

簡易インボイスの5つの要件

飲食店(株大盛飯店)で接待し、

お土産を持って帰ったケース

- ①発行事業者の名称(株大盛飯店)+登録番号
- ②取引年月日
- ③取引内容 (*軽減税率適用対象も記載)
- ④取引金額 (税率ごとに区分)
- ⑤消費税額または適用税率 (税率ごとに区分)

※小売り等不特定多数を相手にする業種のみ
(スーパー、飲食店、タクシー、その他小売店)

令和5年10月1日
領収書(レシート)

株大盛飯店
登録番号T0123...

フカヒレコース	3	26,400円	
小籠包 持ち帰り*	3	3,240円	
合計		29,640円	
8%対象		3,240円	
(内、消費税額		240円)	
10%対象		26,400円	
(内、消費税額		2,400円)	
お預り		30,000円	
お釣り		360円	

* 軽減税率対象

この簡易版が使えるのが、発行側の業種として小売り業等に限定されているのがポイントです。

簡易インボイスの対象業種にはなりません。タクシーに乗る場合や飲食店で領収書(レシート)をもらう場合などは、そもそもインボイスに対応していないケースも考えられますので、注意が必要です。

論点はたくさんありますが、その中でいくつか

ここまでで概略はお話しできたと思います。最後に個別の論点をいくつかご紹介しておきます。

代表的な論点

- ① インボイス(適格請求書)……請求書、領収書、納品書、契約書など何でもよい。
- ② 外注先が免税事業者(売上1,000万円以下)である場合、登録事業者になる？
- ③ 外注先、経費支払先の発行する請求書などがインボイスの要件を満たしている？
- ④ 飲食店、タクシーの領収書がインボイスの要件を満たしている？
- ⑤ 社長の不動産を事務所用で会社に貸している場合、会社にインボイスを発行できない。
- ⑥ インボイスがない場合の経過措置(当初3年は80%、次の3年は50%)。
- ⑦ 売上1億円以下の会社は、1取引1万円未満はインボイス不要(当初6年間のみ)。

各論点を補足的に説明すると次のようになります。

- ① 当初の説明では、請求書を前提にその必要記載項目をみてきましたが、6つ(簡易インボイスは5つ)の項目が記載されていれば領収書、契約書等なんでもインボイスとすることができます。さらに、2種類合わせて、例えば請求書と納品書とを合わせると要件を満たすことになる場合はそれでも構いません。
- ② このような外注先がある場合、登録事業者(消費税課税事業者)になってもらうことを交渉する必要があります。
- ③ 受取った請求書等に6つの項目が記載されているかをチェックする必要があり、業務上の負荷が増します。
- ④ 小規模な事業者が多いので、社長が接待交際費を使う場合等注意が必要です。
- ⑤ 社長が個人で登録事業者(消費税課税事業者)となることは考えづらいので、特に自社ではなく他の事業者に貸しているケースでは交渉が必要になると思われます。

まとめ

以上、インボイス制度がある程度イメージできるように説明してきました。これらは消費税に関するのですが、消費税は今や国の税収の3分の1を占める最も重要な税目になってきております。IMFの提言によると、2050年までには消費税率を20%に引上げる必要性が指摘されており、昨今の財源不足論からも現実味を帯びてきております。益々国にとっても、我々納税者側にとっても重要でインパクトが大きくなることは間違いありません。また、この度の制度導入で直接の影響を受けるであろう免税事業者は、もともと400万事業所あるともいわれておりますが、仮にその半分が登録事業者(消費税課税事業者)に移行し、平均20万円の消費税を新たに納付することになるとすると、4千億円の増税となります。これだけでも経済社会に対するインパクトはものすごく大きいといえるでしょう。

ここまで見てきたことを踏まえ、皆さんもご自分に関係がありそうな論点は何か、一度ご検討いただければと思います。

ニュージェネレーション

NEW GENERATION

縁あってロータリーに触れた若者たち。彼らはいま、何を思い、どんなことに挑戦しているのでしょうか。

美しい国に魅了された

米山奨学生 リハム アメン

私はパレスチナ人で現在、九州大学大学院で細胞生物学を学んでいます。年齢は34歳、夫と3人の子どもがいます。このような状況で大学受験を試みるのはかなり無謀なことのように思いましたが、幸い、初めての挑戦で合格することができました。九州大学は医学と創薬科学の分野で世界トップクラスの大学の一つであり、最高の教育と研究施設を備えています。そのため、私が選んだ分野の専門知識が身に付き、母国ではできなかった多くの実験ができるようになりました。



パレスチナとは時差が7時間あるため、家族や友人と連絡を取るのが難しく、少し寂しいですが、さまざまな国から来ている奨学生と交流し、日本の生活や文化の話などをしながら友情を深めています。日本は平和な生活があるだけでなく、とても美しい国です。雨期のような梅雨、暑い夏の海、紅葉の秋、雪の降る冬。特に満開の桜に魅了されます。昨年10月には世話クラブの行事として、海に海藻を植える活動に子どもたちと参加し、11月は米山奨学生の旅行に家族で行きました。宮崎県の高千穂神社、高千穂峽、神楽の見学と、なかなかできない素晴らしい体験は、良い思い出になりました。

夫は東広島の大学に勤務。私は子どもの世話と研究を一人で両立させなければならず大変ですが、大学で研究を続け、できればいつかパレスチナに日本語や日本の文化を伝えるセンターをつくりたいと思っています。

パレスチナ・ガザ地区出身。九州大学大学院薬学府創薬科学専攻博士後期課程3年。奨学期間：2022年4月～23年9月。世話クラブ：宗像RC。趣味は料理。

会員紹介コーナー

兼田 昌紀 会員

- ◆ **職業分類** 高齢者介護施設
- ◆ **事業所名 (役職名)** デイサービス たまぼこの里
リビング たまぼこ (管理者)
- ◆ **座右の銘** 初志貫徹
- ◆ **職業奉仕にあたって大切にしていること (モットー等)**



施設のモットーとして、「自身がされて喜べる介護」を念頭に職員とのコミュニケーションを図り、利用者第一として日々のモチベーションを高めております。

- ◆ **近況報告**

長女が成人式を迎え、ようやく独り立ちをする事になり、嬉しさ反面淋しさも感じております。今年50代となる節目の年で自身への課題が身近なものへと来てきました。今後も新しい事への挑戦を忘れず邁進してまいります。